

外国送金にかかるご申告書

外国為替及び外国貿易法に基づく銀行の確認義務履行のため、下記の項目についてご申告をお願いいたします。
※外貨建ての国内送金であり、かつ受取人が日本の居住者である場合は、以下のご回答は不要です。

1. 私/当社は、貴行に外国為替取引を依頼するに際し、以下の内容であることを承諾し、申告いたします。

☐ (以下に承諾し、申告いただく場合はチェックをお願いいたします)

- 貴行に依頼する外国為替取引、並びに本取引の当事者(依頼人、受取人、双方の実質的支配者)、並びに使用する銀行、使用する運送関係業者は、【外国送金等の外国為替取引に関するお客さまへのお願い】(別紙)にて、貴行より説明を受けた次の(1)から(4)を始めとする規制、並びに米国OFAC規制に該当しない取引・当事者等であることを申告します。
(1)資産凍結等経済制裁対象者関連の規制(財務省が指定する制裁対象者との間の支払等)
(2)一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象になる者等
(3)現在実施中の特定国(地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制(北朝鮮、イラン、ロシア・ベラルーシ関連)
(4)現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制(ロシア産原油等の関連規制等)
- 本取引の当事者(依頼人、受取人、双方の実質的支配者)に、知りうる限りにおいて「外国の重要な地位にある方」(外国PEPs)の該当者がいないことを申告します。
- (仕向送金ご依頼の法人のお客さまのみ)受取人は送金人の子会社や合併会社に該当せず、該当する場合は関係書類や情報を遅滞なく貴行に提供することを承諾します。
- 貴行から本取引にかかる関係書類の提出(含む実質的支配者の氏名・国籍等)の依頼がある場合は、遅滞なく貴行に提出することを承諾します。

2. 以下のいずれかの品目、国・地域が関係している送金については、実質的支配者を申告いたします。

※過去1年間に本送金と同一の送金を当行に依頼した実績があり、前回のご送金以降、実質的支配者の変更がない場合はご申告不要です。
※なお、以下に該当しない場合でも、送金内容によっては実質的支配者のご申告をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。
※エスクロー口座向けの送金の場合は実質的支配者のご申告に加えて「真の受取人」のご申告が必要となります。

対象の品目	あさり、うに、さるとりいばらの葉、まつたけ、赤貝、あわび、うにの調整品、えび、かれい、けがに、しじみ、ずわいがに、たこ、なまこの調整品、はまぐり、ひらめ 工作機械、シアン化ナトリウム、ろ過機、炭素繊維など軍事転用可能な品目																														
国・地域 (支払銀行、送金受取人、 原産地、船積地域、仕向 地等が右記に該当する場 合)	・北朝鮮、イラン、中国の一部の地域(※)、ロシア、ベラルーシ ・(以下アイウエオ順)アゼルバイジャン、アルメニア、アフガニスタン、イエメン、イラク、クロアチア、コンゴ民主共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、ハイチ、パキスタン、ベネズエラ、マリ、南スーダン、ミャンマー、リビア ※中国の一部の地域 <table><tr><td>遼寧省</td><td>Liaoning</td><td>吉林省</td><td>Jilin</td><td>黒竜江省</td><td>Heilongjiang</td></tr><tr><td>丹東</td><td>Dandong</td><td>延吉</td><td>Yanji</td><td>琿春</td><td>Hunchun</td></tr><tr><td>東港</td><td>Donggang</td><td>安図</td><td>Antu</td><td>白山</td><td>Baishan</td></tr><tr><td>長白</td><td>Changbai</td><td>敦化</td><td>Dunhua</td><td>臨江</td><td>Linjiang</td></tr><tr><td>龍井</td><td>Longjing</td><td>通化</td><td>Tonghua</td><td>汪清</td><td>Wangqing</td></tr></table>	遼寧省	Liaoning	吉林省	Jilin	黒竜江省	Heilongjiang	丹東	Dandong	延吉	Yanji	琿春	Hunchun	東港	Donggang	安図	Antu	白山	Baishan	長白	Changbai	敦化	Dunhua	臨江	Linjiang	龍井	Longjing	通化	Tonghua	汪清	Wangqing
遼寧省	Liaoning	吉林省	Jilin	黒竜江省	Heilongjiang																										
丹東	Dandong	延吉	Yanji	琿春	Hunchun																										
東港	Donggang	安図	Antu	白山	Baishan																										
長白	Changbai	敦化	Dunhua	臨江	Linjiang																										
龍井	Longjing	通化	Tonghua	汪清	Wangqing																										
その他	・目的が貸付や株式などの有価証券の売買に関係する送金 ・エスクロー口座向けの送金(実質的支配者および「真の受取人」両方の申告が必要となります。)																														

実 質 的 支 配 者 等	氏名(必須項目) 英字氏名(※)でご記入ください	国籍(必須項目)	居住地(必須項目)	生年月日(任意項目)
	氏名(必須項目) 英字氏名(※)でご記入ください	国籍(必須項目)	居住地(必須項目)	生年月日(任意項目)
	氏名(必須項目) 英字氏名(※)でご記入ください	国籍(必須項目)	居住地(必須項目)	生年月日(任意項目)

※漢字圏の方の場合は漢字氏名も併記願います。

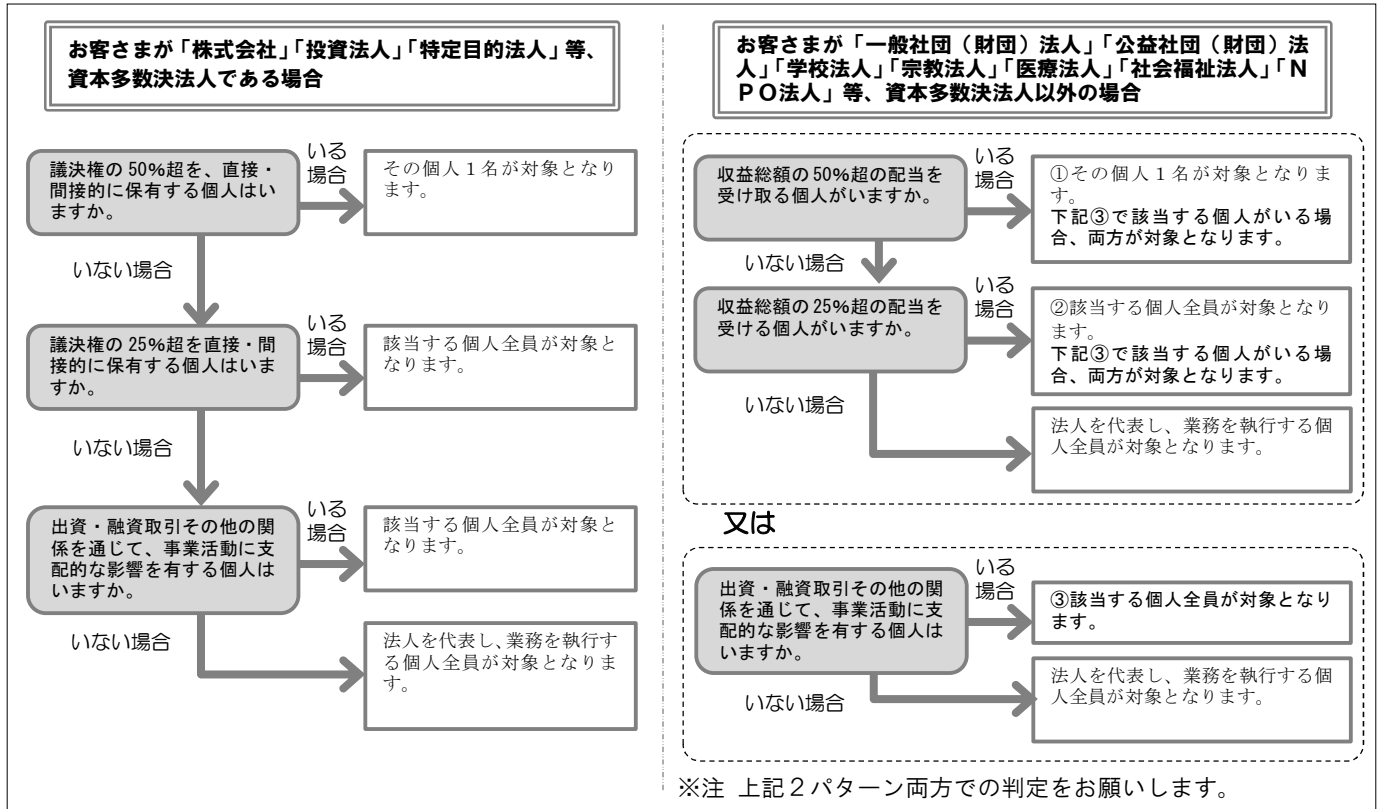
- ご申告項目は以上です。最後に、ご署名欄をご記載ください。ご協力いただき、誠にありがとうございます。
- ご申告内容に関して、追加の情報を依頼する場合があります。また、送金完了後も、送金銀行・経由銀行等からの求めに応じて、送金内容の詳細の確認や関係資料のご提出を依頼する場合があります。

(銀行使用欄)		【ご署名欄】
検証者	受付者	

(国際部 非請求帳票 2025.06)

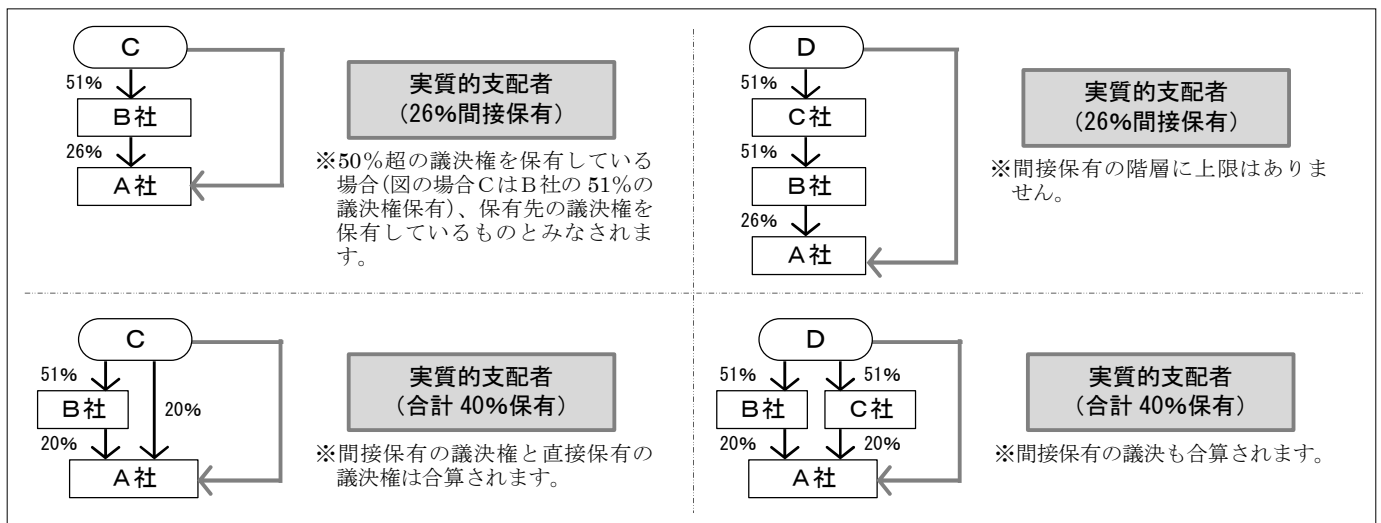
※個人のお客さまはフルネームをご記入ください。
※法人のお客さまは署名判の押印、もしくは会社名と担当者名をご記載ください。

【実質的支配者の判定は、以下の通りとなります】



※注 実質的支配者が「国・地方公共団体・上場企業及びそれらの子会社」の場合、その名称をお教えてください。

間接的支配とは、以下のような場合をいいます。



【外国の重要な地位にある方】

(1) 現在、外国において以下の重要な地位のいずれかにある方

- A. 国家元首
- B. 日本における内閣総理大臣、国務大臣（外務大臣・法務大臣等）、副大臣に相当する職
- C. 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- D. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- E. 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
- F. 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- G. 中央銀行の役員
- H. 予算について国会の議決を経るか、承認を受けなければならない法人（国営企業等）の役員

(2) 過去に上記(1)A～Hのいずれかの地位にあった方

(3) 上記(1)A～H、(2)のいずれかに該当する方の配偶者（配偶者には事実婚を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子